

# 宮崎県公共事業評価

## (目的)

公共事業の実施箇所において、その必要性と効果について、客観的な評価を行い、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図る。

また、公共事業の実施や継続の決定プロセスの透明化を進めるとともに、県民に対する説明責任の向上を図ることを目的とする。



# 宮崎県公共事業評価

## 〔事前評価〕

事業着手前の段階において、事業着手の妥当性や優先度を明確にする観点から、事業の重要度や投資効果（費用対効果）による評価を行う。

## 〔再評価〕

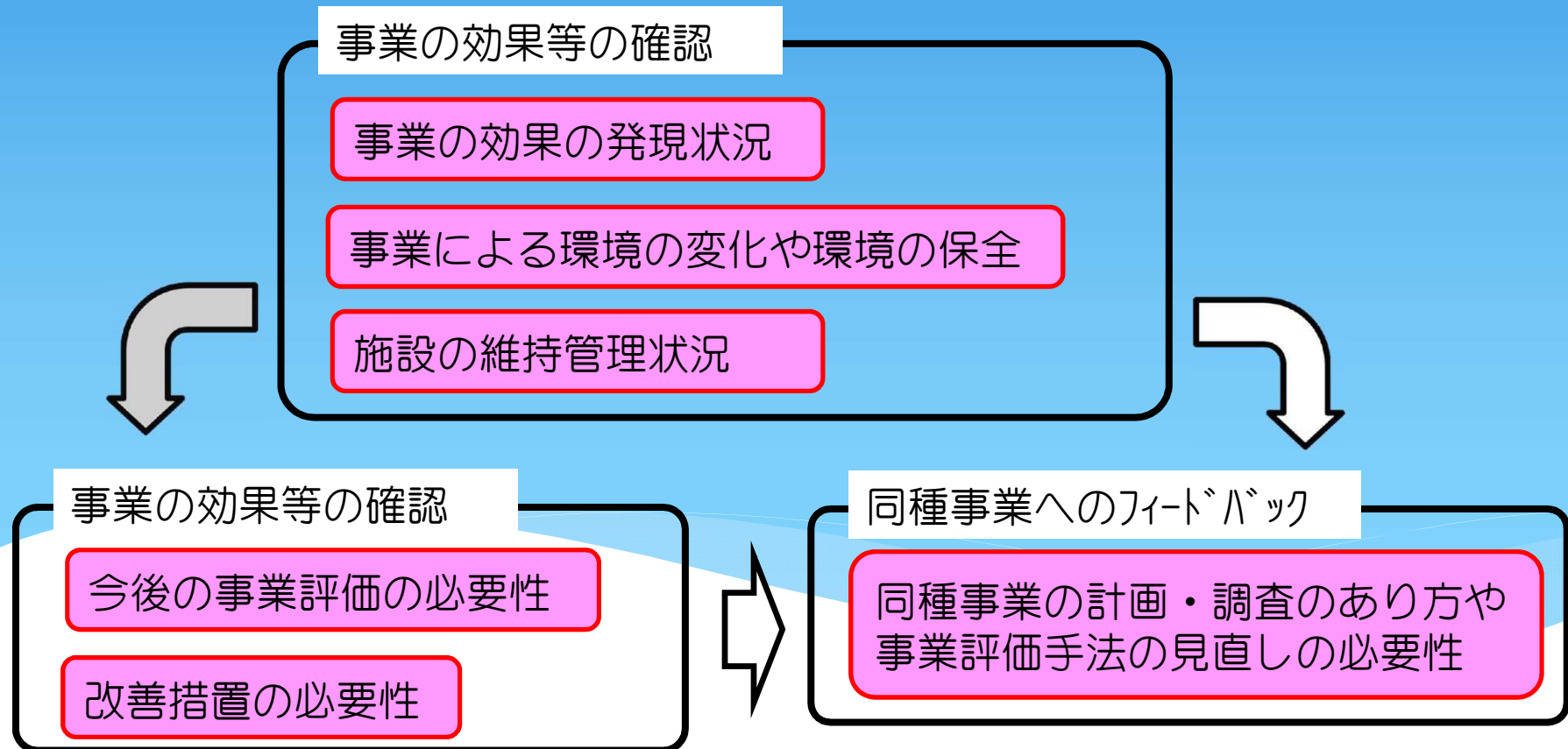
事業着手後、一定期間を経過した時点で継続中である事業箇所等について評価を行う。

## 〔事後評価〕

事業完了後、一定期間が経過した段階において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映させる観点から、事業の効果の発現状況や環境への影響等について評価を行う。

# 宮崎県公共事業事後評価

公共事業の完了後、一定期間が経過した段階において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映させる観点から、事業の効果の発現状況や環境への影響等について評価を行う。



# 宮崎県公共事業事後評価

(事後評価の対象事業)

(1) 事後評価の対象事業は、全体事業費5億円以上のもの。

→ 松山川 約1.2億円

(2) 事後評価は、事業完了後、原則5年以内に実施する。

→ 松山川 平成22年度完了

# 宮崎県公共事業事後評価

(事後評価の実施)

- (1) 事業評価シートを作成する。 → 資料7-1
- (2) 事後評価の実施手順 → 次ページ
- (3) 事業効果等の検証のために、学識経験者等から構成される付属機関等が設置されている場合は、評価委員会に代えて、当該付属機関等において審議を行うものとする。

## 宮崎県河川整備学識者懇談会設置要綱

平成26年8月27日

県土整備部河川課

(設置)

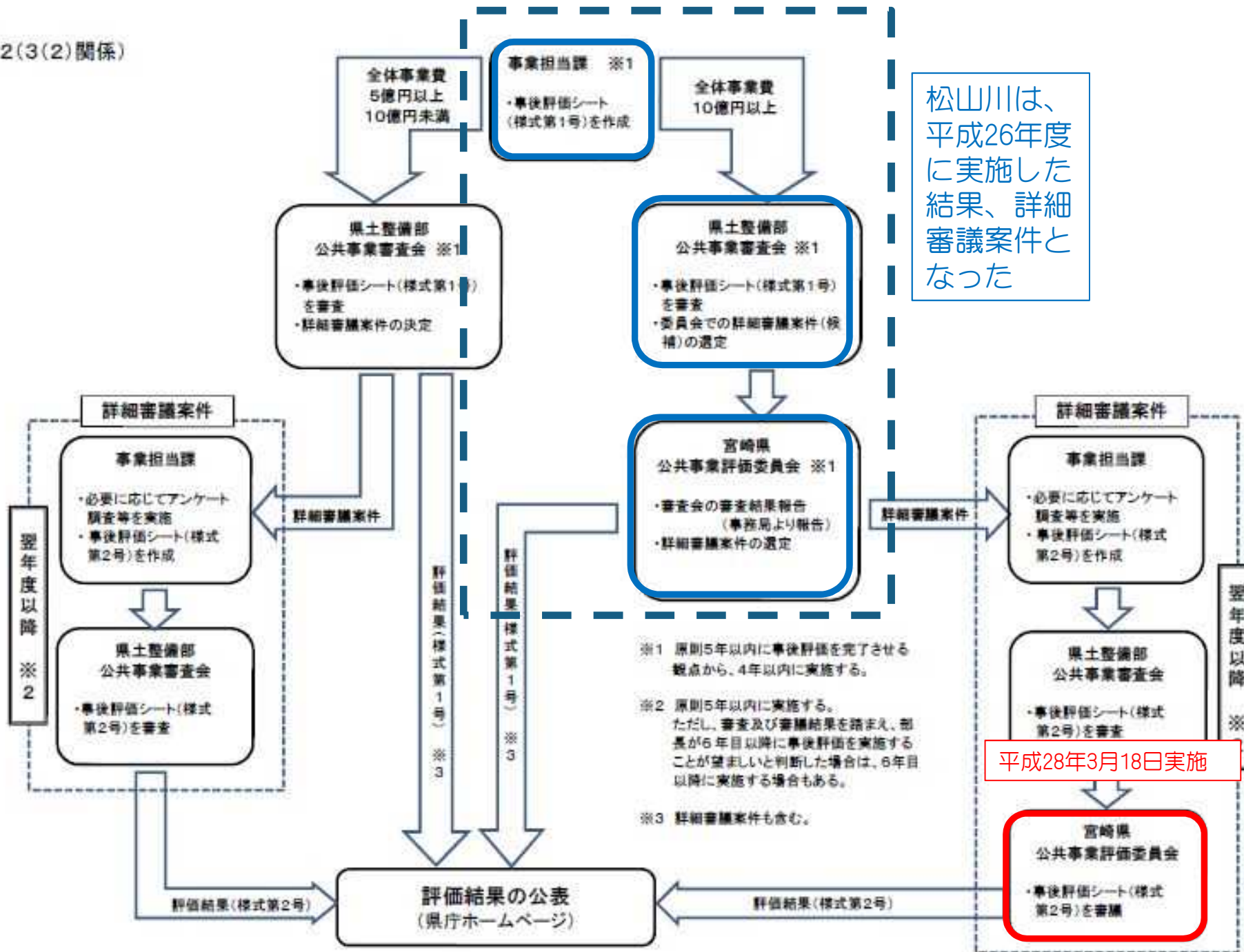
第1条 県管理河川における河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定、点検、変更及び事後評価について、広く学識経験者から意見聴取を行うため、宮崎県河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) 整備計画の点検及び変更に関すること。
- (3) 整備計画により実施された事業のうち、県土整備部公共事業事後評価実施基準により事後評価の対象となる事業についての審議に関すること。

別表2(3(2)関係)



様式第1号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	事後評価の結果 ※2	総合評価	担当課	特記事項	
				着手	※1 再評価	完成							
	河川事業 松山川	延岡市	延長 L=1,480m	H10	H20	H22	1,216	②	<p>【事業の目的】 浸水被害の著しかった松山川を改修し、浸水被害を軽減する。</p> <p>【事業効果】 事業効果は、 被害は79.5mm (H9.1) 面積33.7 (H17.7) 70ha) (H24.4) 面積0.1</p> <p>【事業内容】 多自然 ・現地発生土を利用した復工を行い、既存植生の回復に配慮 ・河床幅の変化や起伏の形成 ・自然の流れによるみお筋の形成 また、内水面漁協からの聞き取りにより魚類等は着手前と完成後で変化はないとのこと。</p> <p>【施設の維持管理状況】 出水期前に目視による点検を実施し、護岸等の施設について、適正に管理している。 点検結果や維持管理記録等を河川カルテに整理し、適正な維持管理を図っている。 昨年度までは河川パートナーシップ事業にて草刈りを実施していたが、地元住民の高齢化等により実施困難となり、草刈業務委託にて対応している。</p> <p>【今後の見込み】 当該事業は、発生し ついて 要があ 【改善】 当該 られて いて検 【同種】 当該 河川 事例と また、今 事業を継続させる体制づくりを今後検討していく必要がある。</p>	洪水 最大 浸水 面積 浸水	一定の事業 効果が認め られるが、河 川環境保全 について事 後評価を実 施する必要 がある。	河川課	その後の浸水被害は発生していないが、河川事業として初めての事後評価対象案件であり、河川環境保全の観点から事後評価を実施することにより今後の中小河川河川整備の指標としたい。

一定の事業効果が認められるが、河川環境保全について事後評価を実施する必要がある。

その後の浸水被害は発生していないが、河川事業として初めての事後評価対象案件であり、河川環境保全の観点から事後評価を実施することにより今後の中小河川河川整備の指標としたい。

(対象理由) ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業  
②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。  
※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。